

しょうきゃくしさん

償却資産(固定資産税)申告の手引き

かぞし 加須市

日頃より、本市税務行政に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

固定資産税対象の固定資産には、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）があります。

償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在における償却資産の各事項について、資産の所在する市町村長への申告が義務付けられています。（地方税法第383条）

事業を行っている方は、この手引きをご参照の上、申告書を作成し、期限（毎年1月31日）までに加須市役所税務課へ提出してください（提出先詳細は、裏表紙をご覧ください）。

※該当資産を所有していない方 申告書式は、償却資産所有者（納税義務者）と考えられる方へお送りする場合があります。申告書式の送付を受けた方が、該当資産を所有していない場合は、償却資産申告書の備考欄へその旨を記載し、提出してください。ご協力をお願いいたします。（地方税法第353条）

提出期限は毎年1月31日です。

（土日の場合は、翌月曜日）

期限間近になりますと、窓口が大変混雑します。

◆◆早期提出にご協力ください。◆◆

☆申告にあたっては

加須市ホームページ(<https://www.city.kazo.lg.jp/soshiki/zeimu/kotei/shoukyakusisan/5194>)
もご利用ください。

「償却資産申告書」「種類別明細書」がダウンロードできます。

加須市 償却資産申告書 ダウンロード

検索



☆提出先は加須市役所税務課 償却資産担当です。

（申告書左上の「あて先」は「加須市長（〇〇区分）」としてください。）

☆申告書を郵送で提出される場合

申告書（控用）の返送を御希望の方は、控用のコピーをご自身で作成のうえ、必ず切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

<目次>

I 償却資産とは.....	1
1. 償却資産とは.....	1
2. 償却資産の種類とその具体例.....	1
3. 業種別の主な償却資産.....	2
4. 建築設備等における家屋と償却資産の区分.....	3
II 償却資産の申告.....	4
1. 申告が必要な方.....	4
2. 償却資産の範囲.....	4
3. 少額の減価償却資産の取扱い.....	5
4. リース資産と納税義務者.....	5
5. 課税標準の特例と非課税.....	6
6. 申告方法.....	6
7. 提出書類.....	7
8. 申告書の提出期限及び提出先.....	7
9. 償却資産の申告から納税まで.....	8
III 償却資産申告書及び種類別明細書の書き方（記載例）.....	9～11
IV 償却資産の課税について.....	12
1. 納税義務者.....	12
2. 課税標準、税率、税額、納期・納期限、免税点.....	12
3. 価格等の決定、課税台帳の閲覧、審査の申出.....	12
4. 評価額の算出方法.....	13
5. 評価額の計算例.....	13
V その他.....	14
1. 固定資産税（償却資産）と国税（法人税及び所得税）の主な相違点.....	14
2. 実地調査への御協力をお願い.....	14
3. 過年度への遡及等について.....	15
4. 不申告、虚偽の申告をされた場合等について.....	15
5. 転出・廃業等に際してのお願い.....	15
6. 減価残存率表.....	15

I 償却資産とは

1. 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（無形減価償却資産は除きます。）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有するものを含みます。）をいいます。（地方税法第 341 条第 4 号）

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる、構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品等が対象となります。

なお、「事業の用に供することができる」とは、所有者がその償却資産を自己の事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

2. 償却資産の種類とその具体例

資産の種類	具体例	
1	構築物 建付属設備	駐車場の舗装・フェンス・門・庭園・緑化施設等の外構工事、屋上の看板等 受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等 ※詳しくは 3 ページ〈家屋と償却資産の区分表〉を御参照ください。
2	機械及び装置	工作機械、木工機械、印刷機械、各種産業用機械及び装置、大型特殊自動車（0、00～09 及び 000～099 ナンバーのもの）等
3	船舶	貨物船、タンカー、漁船、釣船、曳船、ボート等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（9、90～99 及び 900～999 ナンバーのもの）、台車等 ※自動車税（種別割）の対象となる自動車、軽自動車税（種別割）の対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車は除きます。
6	工具、器具及び備品	ルームエアコン、パソコン、机、椅子、テレビ、応接セット、金庫、冷蔵庫、自動販売機、陳列ケース、医療機器等の器具及び備品、ドリル、金型等の工具等

3. 業種別の主な償却資産

業種	主な償却資産の例示
共通	駐車場設備、受変電設備、自家発電設備、蓄電設備、舗装路面、庭園、門・塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、案内板、中央監視装置、LAN設備、看板、簡易間仕切り、応接セット、ロッカー、キャビネット、ルームエアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、自動販売機、ブラインド等
製造業	旋盤、ボール盤、プレス機、梱包機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備、金属製品製造設備、食品製造設備、工場等の動力幹線設備、機械の給排水設備等
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機、製版機等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、発電機、ブルドーザー・パワーショベル・フォークリフト等の土木建設車両（軽自動車税の対象となるものを除く）、大型特殊自動車、コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、独立キャノピー、防火壁、測定工具、検査工具等
料理飲食業	接客用家具・備品、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷凍冷蔵庫、日よけ、室内装飾品、自動食器洗浄器、製氷器、エレクトーン等の楽器、ミラーボール等
小売業	商品陳列ケース（冷凍・冷蔵機付を含む）、陳列棚、陳列台、冷凍冷蔵庫、日よけ等
製パン業、製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
理容・美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
医科・歯科業	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器、歯科診療ユニット等）、ガス（麻酔等）設備、各種事務機器、待合室用椅子等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備、ボイラー等
駐車場業	柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、駐車場料金精算機、白線等
カラオケボックス	カラオケ設備、接客用家具、照明設備等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、カード発行機、島台、店内放送設備、防犯監視設備、事務機器、内外装等
テニスクラブ	テニスコート、フェンス、オートテニス設備、ガット張機、人工芝、照明設備等

4. 建築設備等における家屋と償却資産の区分

① 家屋の所有者が付加した建築設備で、家屋と構造上一体となつて、その家屋の効用を高めるものは、原則として家屋に含めて取り扱いますので、次に掲げる事業用のものは、償却資産として取り扱います。

(ア)構造的に家屋と一体となっていないもの

(イ)独立した機械及び装置としての性格の強いもの

(ウ)工場等における特定の生産又は業務の用に供される設備等

(エ)顧客の求めに応じるサービス設備としての性格の強いもの（ホテル等の厨房設備、洗濯設備等）

② 家屋の所有者以外の方（テナント等）が貸ビル・貸店舗等に施工した内外装・造作及び建築設備等の事業用資産については、償却資産としてテナント等に課税されるため、テナント等の方がご申告ください。家屋の所有者及びテナント等の方は、この資産について所有者や資産内容に変更がありましたら、加須市税務課償却資産担当までご連絡ください。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式 屋内設備一式	○		◎	◎	
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備		◎		◎	
	電話設備	電話機、交換機等の機器 配管・配線、端子盤等	○		◎	◎	
	LAN設備	設備一式		◎		◎	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器 配管、配線等	○		◎	◎	
	インターホン設備	集合玄関機等 上記以外の設備	○		◎	◎	
	監視カメラ（I TV）設備	受像機（テレビ）、カメラ 配管・配線等	○		◎	◎	
	避雷設備	設備一式	○		◎	◎	
	火災報知設備	設備一式	○		◎	◎	
	給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等		◎		◎
		給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用） 局所式給湯設備（ユニットバス用・床暖房用等） 中央式給湯設備	○			◎
		ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 屋内の配管等	○		◎	◎
衛生設備		設備一式（洗面器・大小便器等）	○			◎	
消火設備		消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等 消火栓設備、スプリンクラー設備等	○		◎	◎	
空調設備		空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備	○		◎	◎	
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機 エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○			◎	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備 上記以外の設備	○		◎	◎	
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備 上記以外の設備	○		◎	◎	
		冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン、ブラインド等			◎	◎	
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）			◎	◎	

II 償却資産の申告

1. 申告が必要な方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付等、事業を行っている会社や個人の方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況（種類、取得時期、取得価額、耐用年数等）を申告していただく必要があります。

【お願い】

申告内容に異動がない場合は、申告書「⑱備考」欄に「増減なし」と記載し、提出をお願いします。また、事業を行っている方で償却資産を所有されていない方は、申告書「⑱備考」欄に「該当資産なし」と記載のうえ、提出をお願いします。

2. 償却資産の範囲

(1) 申告の対象となる資産

ア 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、概ね次の資産をいいます。

なお、1月1日現在、事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

(ア) 税務会計上減価償却の対象となるべき資産

(イ) 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）

(ウ) 償却済資産（減価償却が終わった資産）

(エ) 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）

(オ) 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）

(カ) 建設仮勘定に経理されているが、既に完成している資産

(キ) 建物勘定（建築設備を含む。）に経理されているものであっても、家屋に含まれない資産

イ 耐用年数が1年を超えて取得価額（1個又は1組当たり）が10万円以上で、毎年1月1日現在事業の用に供することができる資産が申告の対象となります。詳しくは次のとおりです。

個人	平成元年3月31日以前に取得した資産	平成元年4月1日から平成10年12月31日までに取得した資産	平成11年1月1日以降に取得した資産
	10万円以上	20万円以上	10万円以上
法人	平成元年3月31日以前に取得した資産	平成元年4月1日から平成10年3月31日以前に開始した事業年度未までに取得した資産	平成10年4月1日以降に開始した事業年度に取得した資産
	10万円以上	20万円以上	10万円以上

(注) 法人の場合は表中の金額未満でも、税務会計上資産として計上し、個別に減償却しているものについては償却資産として申告の対象となります。

詳しくは5ページの「少額の減価償却資産の取扱い」を御参照ください。

(2) 申告の対象とならない資産

ア 自動車税（種別割）の課税客体となる自動車、軽自動車税（種別割）の課税客体となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車

※ナンバープレートの有無で判断するものではありませんのでご注意ください。

イ 牛、馬、果樹、その他生物（観賞用、興行用等のものは申告対象です。）

ウ 無形固定資産（アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権等）

エ 繰延資産（開業費、開発費等）

オ 棚卸資産（商品、原材料等）

カ 美術品等（時の経過によりその価値の減少しない資産）

キ 劣化資産（冷媒、触媒、熱媒等）

3. 少額の減価償却資産の取扱い

取得価額が 30 万円未満の資産の申告は、税務会計上の経理区分により次の表のとおり取扱いが異なります。

取得価額	償却方法	個別に減価償却している資産	中小企業等の少額減価償却資産特例	3年間一括償却	一時に損金算入
10万円未満		申告必要	申告必要	申告不要*1	申告不要*1
10万円以上20万円未満					
20万円以上30万円未満					
30万円以上					

※ 法人税法第 64 条の 2 第 1 項、所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産（20 万円未満）は申告不要です。

*1 令和 5 年 4 月 1 日以降に取得し、かつ、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除く。

4. リース資産と納税義務者

リース資産は、その契約内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業を行っている方に申告していただく場合があります。

リース契約の内容	資産を貸している方	資産を借りている方
通常の賃貸借契約によるリース資産	申告が必要です。	申告不要です。
割賦販売にあたるようなリース資産	申告不要です。	申告が必要です。

※ 所有権留保付割賦販売の資産は、原則として買主の方の申告をお願いします。

※ 割賦販売にあたるようなリースとは、外見上償却資産に係る賃貸借契約であっても、賃貸借期間満了後に当該償却資産を借主に無償譲渡することになっている場合等、実質的に所有権留保付きの売買とみられる場合をいいます。

5. 課税標準の特例と非課税

課税標準の特例が適用される償却資産及び非課税となる償却資産に関する必要書類については、加須市償却資産担当までお問い合わせください。

(1) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条等に規定する資産は、課税標準の特例が適用されますので、該当する資産を所有する場合は、種類別明細書（増加資産・全資産用）とあわせて「課税標準の特例該当償却資産明細書」に必要事項を記載して御提出ください。また、電算処理により申告される場合は、資産の種類、適用条文ごとに該当する資産を記載した明細書の作成をお願いします。

なお、特例が適用される最初の年度は、確認書類もあわせて御提出ください。

(2) 非課税となる償却資産

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に規定する非課税資産を新たに取得した場合は、「固定資産税・都市計画税非課税認定申請書」及び「種類別明細書（非課税の適用のあるもの）」に必要事項を記載し、あわせてそれを証明する書類を添付して御提出ください。

6. 申告方法

1 書類による申告書等の申告方法

「償却資産申告書」、「種類別明細書」等の所定の書類を、加須市償却資産担当に提出していただく方法です。毎年1月1日（賦課期日）現在、所有されている全ての資産の申告をお願いします。

(ア)電算処理により申告をされる場合

電算処理により申告を行う場合は、次により申告書の作成をお願いします。また、全資産申告の形式が必要となりますので、作成し御提出ください。

① 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

a 「評価額」、「決定価格」及び「課税標準額」の欄について、必ず記載をお願いします。

（9 ページ記載例（ホ）（ハ）（ト）参照）

b 所有者コードについては、本市から送付した印字済の申告書からの転記をお願いします。（9 ページ記載例右上参照）

② 種類別明細書（増加資産・全資産用）

独自の様式にて明細書の作成をされる場合は、次の要件を備えているものに限りします。

a 申告書記載項目の全てが記載されていること。

b 減価残存率、価額、課税標準の特例に係る率及び課税標準額が記載されていること。

c 毎年1月1日現在、所有する全ての資産が記載されていること。

(イ) 上記（ア）以外の場合

申告された資産の評価額等の計算は加須市役所税務課償却資産担当で行います。9 ページから 11 ページの記載例を参考に次のとおり書類を作成し御提出ください。

① 本市にはじめて申告される方

白紙の種類別明細書（増加資産・全資産用）に、所有する全ての資産の記載をお願いします。

② 本市に既に申告をされている方

前年度までに申告された資産を印字した種類別明細書（増加資産・全資産用）を送付しますので、減少等の異動があったものについては修正を行い、新たに取得した資産については追加記入をして御提出ください。

➤ インターネットによる電子申告

電子申告とは、eTAX（地方税ポータルシステム）を利用して、申告データを送付する方法です。電子申告の利用方法や申告データの作成方法については、地方共同機構のホームページ（16 ページ参照）を御覧ください。なお、電子申告利開始の際は、資産が所在する市町村を確認の上、利用届出を御提出くださいますようお願いいたします。

➤ 「全資産申告（電算処理分）」で申告される方

毎年1月1日（賦課期日）現在、所有されている全ての資産の申告をお願いします。

「増加資産／減少資産申告」で申告される方

(ア) 本市に初めて申告される方

毎年1月1日（賦課期日）現在、所有されている全ての資産を、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」に入力し、御申告ください。

(イ) 本市に既に申告をされている方

前年度までに申告された資産を印字した種類別明細書（増加資産・全資産用）を参考に、異動があったものについて御申告ください。

なお、減少資産がある場合に使用する種類別明細書（減少資産用）に記入する“抹消コード”は、送付しました種類別明細書（増加資産・全資産用）の“資産コード”です。

電子申告を御利用の方は、書類の提出は不要です。

7. 提出書類

名称	内容
償却資産申告書（償却資産課税台帳）	種類別明細書を総括する申告書
種類別明細書（増加資産・全資産用）	全資産の明細書

(注) 申告書及び種類別明細書等の用紙が足りないときは、加須市役所税務課まで御連絡ください。

(注) 本市から送付しました申告書及び種類別明細書には、事務処理上必要な所有者コード等を記載してありますので、この書類を御使用ください。他の書類により申告される場合には、送付しました申告書（提出用のみ、未記入のままでも結構です。）も併せて御提出ください。

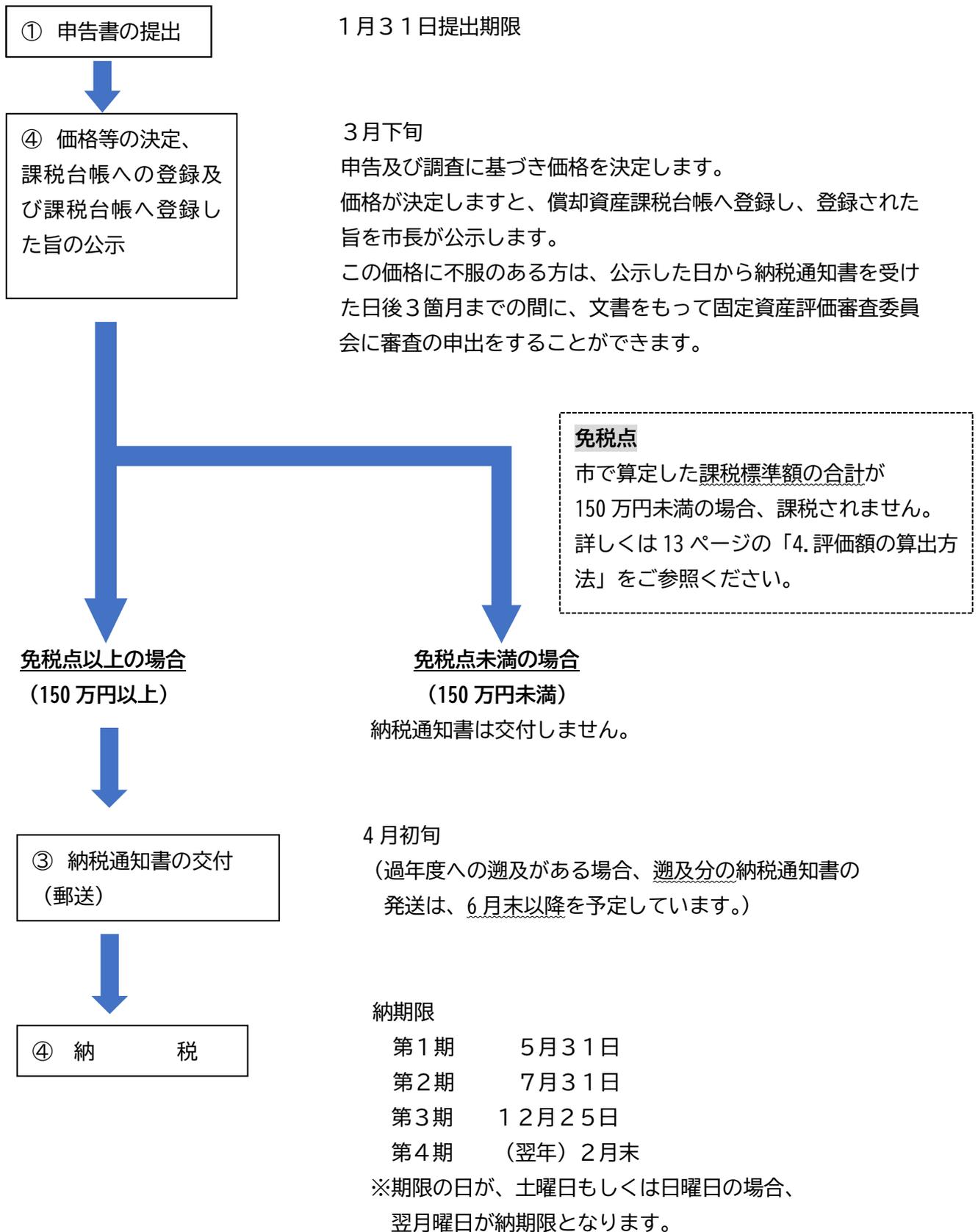
8. 申告書の提出期限及び提出先

申告書は毎年1月31日までに、加須市税務課償却資産担当（最終面参照）へ御提出ください。また、提出期限間近になりますと窓口が大変混み合いますので、早期提出に御協力をお願いします。

※ 支所への申告書の提出も可能です。

※ 申告書の記載方法が不明な方は、作成資料として法人税又は所得税の申告書の控え及び固定資産台帳・減価償却資産明細書等の償却資産の状況がわかる書類を持参し、提出先窓口へお越しください。

9. 償却資産の申告から納税まで



※納付には口座振替が大変便利です。是非ご利用ください。

種類別明細書 (増加資産・全資産用) 記入例

【取得年月】には資産を購入、製作した年月を記入してください。年号については、3orS=昭和、4orH=平成、5orR=令和とし、それぞれの年号に対応する数字又はアルファベットを記入してください。

【取得価額】とは、資産を取得するために支出した金額(引取運賃、荷役費、運送保険料、振付費等を含む。)をいいます。

【数量】には、資産の数量、個数又は台数を記入してください。

◎今回初めて申告される方、電算により全資産申告される方は、全償却資産を記入してください。
◎増加及び該当資産がない場合は、この様式を提出する必要はありません。

【耐用年数】を法定耐用年数(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1、2、5及び6)に基づいて記入してください。なお、中古資産については、早稲耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記入してください。

【増加事由】は、増加資産を記入した場合に、増加事由を○で囲んでください。
1=新品取得、2=中古品取得、3=移動による受入れ(摘要欄に移動前の所在地を記載してください)、4=その他(摘要欄に理由を記入してください)

種類別明細書 (増加資産・全資産用)のページ数を記入してください。

【摘要】次のような事項を記入してください。
・増加事由の詳細について、該当する事由に応じ下記のとおり記入してください。
3 移動による受入れ=移動年月、旧所在地
4 その他=増加理由等
・課税標準の特例がある資産については、その適用条項(例:法附則第15条第47項)。
・耐用年数の短縮の承認を受けた資産、増加償却の届出をした資産については、その旨の表示。
・耐用年数の変更があった場合は、その時期及び旧耐用年数。
・その他価額の決定に必要な事項。

※前年に取得した資産を申告し忘れていた場合(申告もれ)は、取得年次に応じて過及課税の対策となりますので、あらかじめご承知おきください。

行番号	資産種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	減価償却率	価額	課税標準のコード	課税標準額	増加事由	摘要
1	1	1	アスファルト舗装工事	1	R4.5	2,460,000	10				1	
2	2	2	印刷機	1	R4.7	6,288,000	4				2	
3	2	2	自動梱包機	1	H25.9	1,650,000	10				2	
4	2	2	調合機	1	R4.11	4,775,000	10				2	
5	6	6	応接セット	1	R4.4	458,000	8				2	
6	6	6	液晶テレビ	1	R4.7	375,900	5				2	
7	6	6	ノートパソコン	1	H26.3	250,000	4				2	
8											3	申告もれ
9											4	
10											4	
11											4	
12											4	
13											4	
14											4	
15											4	
16											4	
17											4	
18											4	
合計を記入してください。											小計	加積市

記入する必要はありません。
ただし、電算処理により全資産申告される方は、記入してください。

【資産の種類】を数字で記入してください。
1=構築物、2=機械及び装置、3=船舶、4=航空機、5=車両及び運搬具、6=工具、器具及び備品

【資産の名称等】は20マス以内(長い場合は略略化して)に収めて、資産の名称や型番等を記入してください。

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得 2 中古品取得 3 移動による受け入れ 4 その他いずれかに○の印を付けてください

種類別明細書（増加資産・全資産用） 記入例
（登録されている資産に異動がある場合）

◎前年度までに申告している場合には、
全資産があらかじめ印字されていますので、
資産の増減・修正等を記載して下さい。

各項目に修正がある場合には、見え消し線を引
き、正しい文字、数値を記入して下さい。

資産コードは見え消し線は引
かないでください。

※所有者コード		※令和		年度		所有者名		1枚のうち	
資産 番号	資産 コード	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月	取 得 価 値	前 年 度 残 存 数	減 価 残 存 率	価 値	増 加 事 由
1	21	アスファルト舗装工事	1	R2.5	2,460,000	10		1,391,132	1・2 3・4
2	32	印刷機	1	R2.7	3,144,000 6,288,000	4		1,551,086	1・2 3・4
3	3	自動梱包機	1	R25.9	4,650,000	40		185,634	1・2 3・4
4	2	2合機 攪拌機	1	R2.11	4,700,000 4,775,000	10		2,700,266	1・2 3・4
5	6	応接セット	1	R2.4	458,000	8		225,421	1・2 3・4
6	6	液晶テレビ	1	R2.7	375,900	5		121,979	1・2 3・4
7	6	ノートパソコン	1	R4.3	250,000	4			1・2 3・4
8									1・2 3・4
9									1・2 3・4
10									1・2 3・4
11									1・2 3・4
12									1・2 3・4
13									1・2 3・4
14									1・2 3・4
15									1・2 3・4
16									1・2 3・4
17									1・2 3・4
18									1・2 3・4
		小 計							加須市

【摘要】次のような事項を記入してく
ださい。
減少、一部減少等の異動事由を記入し
てください。

同封している白紙の種類別明細
書ではなく、全資産が記載され
ている用紙に記入することも可
能です。

【資産コード】【資産の名称等】は
加須市における償却資産課税台帳に
登録されている資産のコード及び資
産の名称となります。
申告する方が独自に管理している
コード及び名称とは異なります。

注意 「増加事由」の欄は 1 新品取得 2 中古品取得 3 移動による受け入れ 4 その他いづれかに○印を付けてください

IV 償却資産の課税について

1. 納税義務者

賦課期日（1月1日）現在において償却資産を所有する方が、納税義務者となります。

2. 課税標準、税率、税額、納期・納期限、免税点

(1) 課税標準

課税標準は、1月1日における決定価格（課税標準の特例（5ページ参照）の適用を受けるものは適用後の額）で償却資産課税台帳に登録されたものです。

(2) 税率

税率は100分の1.4です。

(3) 税額

税額（100円未満切捨て）＝ 課税標準額（1,000円未満切捨て）×税率（1.4 / 100）

(4) 納期・納期限

固定資産税（償却資産）は、第1期（4月）、第2期（7月）、第3期（12月）及び第4期（翌年2月）の4回の納期に分けて納めていただきます。納期限は、各納期の末日になります。

その日が、土曜日、日曜日、祝日にあたる場合は、それらの日の翌日が納期限となります。

(5) 免税点

同一区内に所有する償却資産の合計課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

3. 価格等の決定、課税台帳の閲覧、審査の申出

(1) 価格等の決定

申告書等に基づき、価格等を3月31日までに決定し、償却資産課税台帳に登録します。

(2) 課税台帳の閲覧

償却資産課税台帳に価格等を登録した後、その旨を公示します。納税義務者等の方は公示後、市役所において償却資産課税台帳を閲覧することができます。

(3) 審査の申出

償却資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合には、上記(2)の公示の日から、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

なお、償却資産課税台帳に登録された価格以外の事項に不服がある場合には、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

4. 評価額の算出方法

償却資産の評価額は、固定資産評価基準の定めるところにより、取得価額を基準とし、耐用年数及び取得後の経過年数に応じた減価を考慮して求めます。

●具体的には、次の算式により求めます。

前年中に取得した資産 (令和6年1月2日から令和7年1月1日に取得)	前年前に取得した資産 (令和6年1月1日以前に取得)
$\text{取得価額} \times \underbrace{\left(1 - \frac{r}{2}\right)}_{\text{減価残存率}} = \text{評価額}$	$\text{前年度評価額} \times \underbrace{(1 - r)}_{\text{減価残存率}} = \text{評価額}$

※ r = 耐用年数に応ずる定率法による減価率（年率）

計算した評価額が取得価額の5%に満たない場合は、取得価額の5%の額となります。

5. 評価額の計算例

1. 「令和6年2月取得、取得価額 347,000 円、耐用年数5年」の資産の場合

令和7年度

$$347,000 \text{ 円} \times \left(1 - \frac{0.369}{2}\right) = 282,805 \text{ 円} \quad (\text{評価額})$$

※耐用年数が「5年」なので、定率法による減価率(r)は「0.369」になります（14ページの「減価残存率表」を御参照ください。

※ 下線部分の端数処理は、小数点以下第4位を四捨五入します。また、評価額の1円未満の端数は切捨てます。

(2) 「令和5年10月取得、取得価額 1,208,700 円、耐用年数9年」の資産の場合

$$\text{令和6年度} \quad 1,208,700 \text{ 円} \times \left(1 - \frac{0.226}{2}\right) = 1,072,116 \text{ 円} \quad (\text{前年度評価額})$$

$$\text{令和5年度} \quad 1,072,116 \text{ 円} \times (1 - 0.226) = 829,817 \text{ 円} \quad (\text{評価額})$$

※ 耐用年数が「9年」なので、定率法による減価率(r)は「0.226」になります（14ページの「減価残存率表」を御参照ください。

V その他

1. 固定資産税（償却資産）と国税（法人税及び所得税）の主な相違点

項 目	固定資産税 (償却資産)の取扱い	国 税 の 取 扱 い
償 却 計 算 の 期 間	暦年	事業年度
減 価 償 却 の 方 法	定率法 (国税では旧定率法にあたる)	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制（建物は旧定額法） 【平成19年4月1日～平成28年3月31日取得】 定率法、定額法等の選択制（建物は定額法） 【平成28年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制（建物、建物附属設備及び構築物は定額法）
前年中新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳制度	認めていない	認めている
中小企業の少額減価償却資産の特例（*1）	認めていない	認めている
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認めていない	認めている
増 加 償 却（法人税法・所得税法）	認めている	認めている
評価額の最低限度	取得価額の5%	1円（備忘価額）
改 良 費（*2）	区分評価	原則区分評価

*1 租税特別措置法の規定により、中小企業者に該当する法人及び個人事業者が平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得した取得価額30万円未満の減価償却資産については、取得価額の全額を損金算入できることとなっています。（即時償却）。

しかし、この規定は固定資産税（償却資産）には適用されません。したがって、これらの資産は申告の対象となりますので御注意ください。

*2 償却資産の改良のため支出した金額（資本的支出）がある場合は、本体部と区別して申告をお願いします。この場合、本体と同一の耐用年数を御使用ください。

2. 実地調査等のお願い

本市では、申告書の提出時や提出後に、地方税法403条第2項及び第408条に基づき、固定資産台帳又は国税申告書添付書類（減価償却資産の明細書の写し）の提出をお願いする場合があります。

また、実地調査にお伺いし、地方税法第354条の2に基づき、固定資産台帳、決算書、帳簿類等を閲覧させていただくことがあります。書類の提出や実地調査の際は、ご協力をお願いします。

（地方税法第353条・354条・408条）

3. 過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正による賦課決定は、現年度だけではなく過年度にも遡及（地方税法第17条の5第5項の規定により5年度分）します。なお、過年度分において賦課することとなった場合は、通常の納期（12ページ2(4)を参照）とは異なり、納期は1回となりますので御承知おきください。

4. 不申告、虚偽の申告をされた場合等について

正当な理由がなく申告しない場合又は申告すべき事項について虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条及び第386条並びに加須市市税条例第72条の規定により、過料又は罰則を科せられることがあります。

5. 転出・廃業等に際してのお願い

転出・廃業等により、申告すべき資産が本市内になくなった場合は、加須市税務課償却資産担当までお知らせください。

6. 減価残存率表

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得 $1 - \frac{r}{2}$	前年前取得 $1 - r$			前年中取得 $1 - \frac{r}{2}$	前年前取得 $1 - r$
2年	0.684	0.658	0.316	16年	0.134	0.933	0.866
3年	0.536	0.732	0.464	17年	0.127	0.936	0.873
4年	0.438	0.781	0.562	18年	0.120	0.940	0.880
5年	0.369	0.815	0.631	19年	0.114	0.943	0.886
6年	0.319	0.840	0.681	20年	0.109	0.945	0.891
7年	0.280	0.860	0.720	21年	0.104	0.948	0.896
8年	0.250	0.875	0.750	22年	0.099	0.950	0.901
9年	0.226	0.887	0.774	23年	0.095	0.952	0.905
10年	0.206	0.897	0.794	24年	0.092	0.954	0.908
11年	0.189	0.905	0.811	25年	0.088	0.956	0.912
12年	0.175	0.912	0.825	26年	0.085	0.957	0.915
13年	0.162	0.919	0.838	27年	0.082	0.959	0.918
14年	0.152	0.924	0.848	28年	0.079	0.960	0.921
15年	0.142	0.929	0.858	29年	0.076	0.962	0.924
				30年	0.074	0.963	0.926

◎加須市ホームページ

・償却資産について

加須市 償却資産



・償却資産申告書のダウンロードについて

加須市 償却資産申告書



◎申告書の提出には、便利な電子申告（eLTAX）をご利用ください。

電子申告の申告データ等の作成に係る具体的な操作方法は下記にお問合せください。

<ヘルプデスク>

eLTAX ホームページ

エルタックス



電話：0570-081459（左記の電話番号でつながらない場合：03-5521-0019）

受付：月～金（祝祭日、年末年始 12/29～1/3は除く）9:00 ～ 17:00

◎お問合せ先・申告書の提出先

加須市役所本庁舎 1F ③番窓口

税務課 償却資産担当

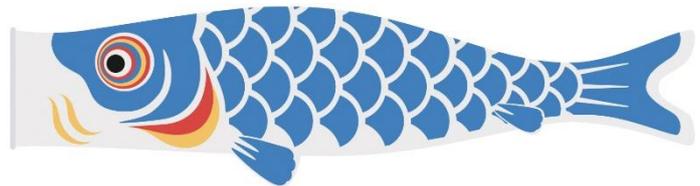
〒347-8501

埼玉県加須市三俣二丁目1番地1

電話：0480-62-1111

FAX：0480-62-3881

E-MAIL: zeimu@city.kazo.lg.jp



絆でつくる 緑あふれる 安心安全・元気な田園都市 加須